

長野県農業大学校管理細則

(平成 14 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この細則は、長野県農業大学校管理規則（昭和 51 年長野県規則第 4 号以下「管理規則」という。）の規定に基づき、長野県農業大学校（以下「大学校」という。）の管理等の細目に関し必要事項を定めるものとする。

(施設の管理)

第 2 条 大学校の土地、建物及び施設等の管理については、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

(学 期)

第 3 条 管理規則第 2 条に規定する学年は、次の 2 学期に分ける。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(実科及び研究科の学科目及び単位数)

第 4 条 管理規則第 23 条に規定する実科及び研究科の学科目及び単位数は別表第 1 から第 8 までのとおりとする。

(単位の修得)

第 5 条 管理規則第 8 条に規定する卒業又は進級に要する修得しなければならない単位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総合農学科の学生にあつては、管理規則第 6 条に定める別表（以下「規則別表」という。）のコース及び選択する専攻について、進級及び卒業の区分ごとに次のとおりとする。

ア 進級にあつては、規則別表の第 1 学年の時間数のうち 1,200 時間以上に相当する学科目の単位数とする。ただし、同表の第 1 学年の学科目のうち選択科目以外の学科目においては、未修得学科目数は、3 学科目以内とする。

イ 卒業にあつては、2 年以上在学し、規則別表の第 1・2 学年の合計時間数のうち 2,400 時間以上に相当する学科目の単位数とする。ただし、同表の第 1・2 学年の学科目のうち選択科目以外の全ての学科目を含むものとする。

なお、実践経営者コースにあつては、専攻科目の作目栽培論のうち作物、野菜、花き、果樹から一つの作物に係る総論及び各論を修得しなければならない。

(2) 実科・研究科の学生の卒業にあつては、前条に規定する学科目及び単位数とする
(単位修得の認定)

第 6 条 前条に規定する卒業又は進級に要する単位の修得については、試験等の結果によって校長が認定するものとする。

2 前項の単位の修得の認定方法について、必要な事項は別に定める。

(学習指導要領)

第 7 条 大学校の教育は、条例並びに管理規則に定めのあるもののほか、別に定める学習指導要領により行うものとする。

(教育的措置)

第 8 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、管理規則第 29 条に定める懲戒の処分に併せて又は単独に、自らあるいは職員をして学生に教育的措置としての処分を行うものとする。

2 前項の処分の手続き等について、必要な事項は別に定める。

(教科用図書の選択)

第 9 条 学科、実科及び研究科において使用する教科用図書は、校長（実科及び研究科は実科、研究科長）の承認を経て当該教科担任がこれを採択するものとする。

(学籍の記録)

第 10 条 学生の学業成績等の状況の記録は、学籍簿(様式第 1 号)により行うものとする。

(出欠の記録)

第 11 条 学生の授業出欠状況(実習等を含む。)の記録は、出欠簿(様式第 2 号)により行うものとする。

2 前項の記録の要領は、別に定める。

(大学校の旗及び記章)

第 12 条 大学校の教育理想を象徴するため、旗及び記章を制定する。

2 前項の旗及び記章の制式は、別表第 11 のとおりとする。

(寄宿舎外通学)

第 13 条 管理規則第 38 条のただし書きによる、寄宿舎に入寮しないことができるとされる者のうち、校長が特に認めた者とは、以下の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 既婚者(双方又はいずれかが学生であるもの)

(2) 農業後継者であって自家のほ場管理等の用務を学業外に行わなければならない者

(3) 実践経営者コースの学生であって寄宿舎外通学が学業に支障を及ぼさないと認められる者。

(4) その他、やむを得ない事情により入寮が困難な者

2 前号に該当し寄宿舎外通学を希望する者は、寄宿舎外通学承認申請書(様式第 3 号)を提出し校長の承認を得るものとする。

(補 則)

第 14 条 この細則に定めのあるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(長野県農業大学校管理細則(昭和 51 年 4 月 1 日)の全部改正)

2 長野県農業大学校管理細則(昭和 51 年 4 月 1 日)の全部を改正する。

(経過措置)

3 この細則の適用の際、現に行われている教育・業務の取扱いについては、当該取扱いに係る教育・業務が終了するまでの間は、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

別表第3

野菜花き実科の学科目及び単位数

学 科 目	単 位 数	
	講義・演習	実験・実習
農 業 汎 論	1	
農 業 経 営 学	1	
農 業 気 象 学	1	
植 物 生 理 学	1	1
作 物 学	1	2
育 種 学	1	1
花 き 園 芸 学	2	2
植物病理学Ⅰ	1	0.5
農 業 薬 剤 学	1	1
土 壌 肥 料 学	1	2
専 攻 研 究		3
野 菜 園 芸 学	2	2
農 業 機 械 学 Ⅰ	1	1
農 場 実 習		4
現 地 体 験 研 修		2
応 用 昆 虫 学 Ⅰ	1	0.5
情 報 処 理 論	1	1
青 果 物 流 通 論	1	1
青 果 物 貯 蔵 論	1	1
農 業 施 設 論	1	1
フ ラ ワ ー デ ザ イン	1	
保 健 体 育		1

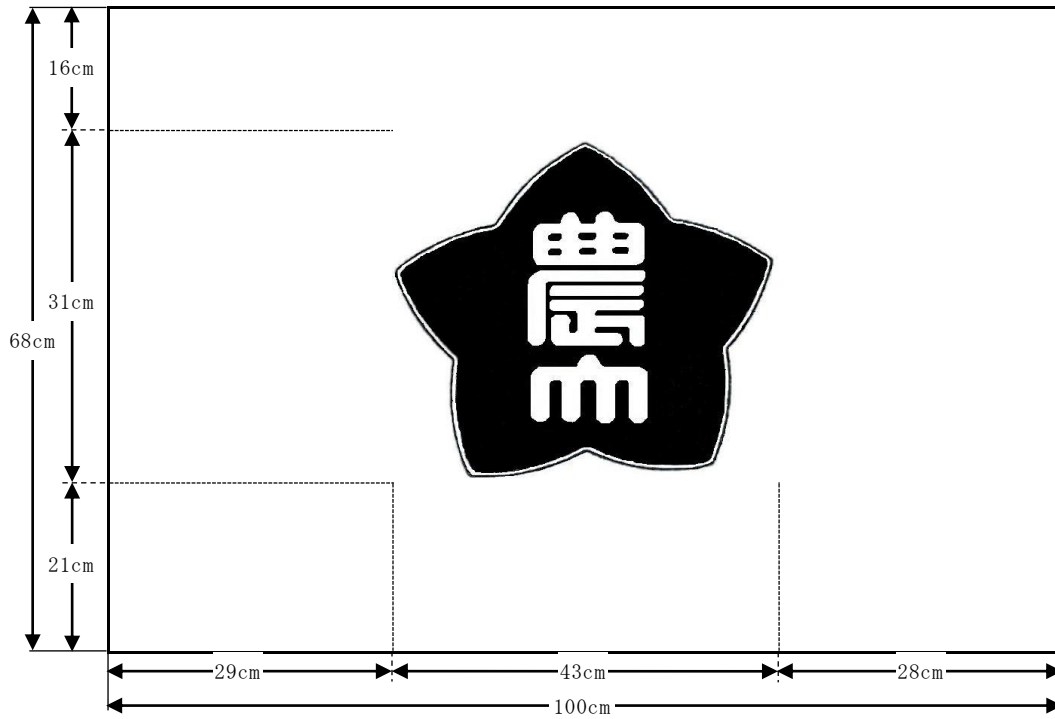
別表第4

野菜花き研究科の学科目及び単位数

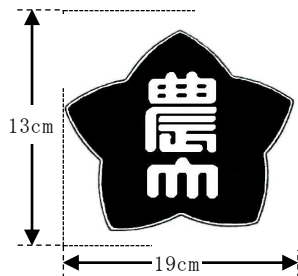
学 科 目		単 位 数	
		講義・演習	実験・実習
共 通	園 芸 汎 論	1	
	農 業 機 械 学 Ⅱ	1	
	食 品 加 工 保 蔵 論	1	1
	特 別 講 座	2	
	園 芸 利 用 学	1	1
	現 地 実 習		1
	保 健 体 育	1	1
花 き 専 攻 科 目	花 き 各 論	8	14
	植物病理学Ⅱ	1	0.5
	応 用 昆 虫 学 Ⅱ	1	0.5
	花 き 土 肥 論	1	1
	花 き 施 設 論	1	1
	専 攻 研 究	1	6
野 菜 専 攻 科 目	野 菜 各 論	8	14
	植物病理学Ⅱ	1	0.5
	応 用 昆 虫 学 Ⅱ	1	0.5
	野 菜 土 肥 論	1	1
	野 菜 施 設 論	1	1
	専 攻 研 究	1	6
作 物 専 攻 科 目	作 物 各 論	4	14
	植物病理学Ⅱ	2	0.5
	応 用 昆 虫 学 Ⅱ	2	0.5
	作 物 土 肥 論	2	1
	作 物 施 設 論	1	1
	専 攻 研 究	2	6

別表第 11 (第 12 条関係)

[学 校 旗] (形状寸法図)



[学校記章] (形状寸法図)



- | | | | |
|---|----|----|----|
| 1 | 地質 | 旗地 | |
| 2 | 地色 | 紺 | |
| 3 | 記章 | 文字 | 白 |
| | | 縁内 | 水色 |
| | | 縁 | 白 |

- | | | |
|---|----|--------|
| 1 | 地色 | いぶし銀色 |
| 2 | 記章 | 文字・縁金色 |

様式第1号（第10条関係）

学 籍 簿

検 印	1 学 年	2 学 年
	記入者氏名	記入者氏名

科 名 等		科 コース	
ふり 氏	がな 名	入学年月日	年 月 日
生 年 月 日	年 月 日生	卒業年月日	年 月 日
住 所		TEL ()	
保 護 者	氏名	農家非農家の別	農 家 ・ 非 農 家
	住所	TEL ()	
学 歴	年 月 日 年 月 日 年 月 日		
職 歴	年 月 日 年 月 日		
賞 罰	年 月 日 年 月 日		
入 学 時 の 成 績	推薦入試	人物評価	/5.0
	一般入試	人物評価	/5.0 総合得点 点
資 格 等	資 格 名		取 得 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
備 考			

寄宿舍外通学承認申請書

年 月 日

長野県農業大学校長 様

入学年度

学 科

申請者氏名

下記の事由により寄宿舍外通学を希望しますので承認願います。

記

- 承認事由
長野県農業大学校管理細則第13条 第 号該当
(第4号に該当する場合は、その具体的な理由を記載すること)
- 通学の手段
(自家用車、普通二輪、自転車等の別を記載すること)
- 在学中の居所 (住所)

添付書類 (運転免許を必要とする手段の場合は、運転免許証、車検証、自賠責及び任意保険証等の写し)